平成２４年（フ）第５５号
沖縄県那覇市字安謝39番地　メゾンまえしろ301
債務者　平良美佐子（旧姓西平）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８４９８号
大阪市鶴見区茨田大宮１丁目10番１―503号
債務者　三木　和樹
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６２号
大阪市住吉区沢之町２丁目４番12―506号
債務者　椋本　孝幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５号
大阪市浪速区元町３丁目12番23―703号
債務者　松野弘美こと　徐　　鍾愛
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２号
兵庫県西宮市能登町12番６号、事業所所在地大阪市住吉区帝塚山東１―12―12
債務者　ミュージカルサロンすみれこと　押谷　美智子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６号
大阪府八尾市天王寺屋６丁目54番地　府営住宅２―506号
債務者　楠本　正泰
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４９号
大阪府東大阪市日下町１丁目４番48号　キャピタルサンムーン101
債務者　城村　智幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０号
大阪府東大阪市日下町１丁目４番48号　キャピタルサンムーン101
債務者　城村　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７３号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目16番12号
債務者　久川　伸介
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６７号
大阪府豊中市島江町１丁目３番14―604号
債務者　高島田孝雄
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８号
大阪府豊中市島江町１丁目３番14―604号
債務者　高島田こと　朴　　英子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４号
大阪市福島区海老江３丁目24番16―402、住民票上の住所大阪市福島区海老江８丁目13番３号　渡辺ビル403号
債務者　宮島　純子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７１３号
大阪市浪速区日本橋東２丁目10番９―206号
債務者　檜山　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５０号
大阪府吹田市岸部南２丁目21番８―302号
債務者　長岡しま子（旧姓假屋）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１８号
大阪府箕面市小野原西２丁目５番41号
債務者　林　　麻紀（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３３号
大阪府高槻市三島江４丁目20番５号
債務者　岡田　豊二
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５４号
大阪府摂津市三島３丁目14番30号
債務者　森　　尚子（旧姓空閑）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７４号
大阪市大正区千島２丁目４番１―430号、住民票上の住所奈良市大宮町１丁目５番16―904号
債務者　坂下　　望
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部